

件名	愛媛県国民健康保険調整交付金交付条例の一部を改正する条例
主管課	長寿介護課国民健康保険室
根拠法令等	国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年4月6日公布・施行）

【改正の概要】

愛媛県国民健康保険調整交付金の総額に占める普通調整交付金の総額の割合及び特別調整交付金の総額の割合を改定するための改正

	改正後	改正前
普通調整交付金	9分の6 ←	7分の6
特別調整交付金	9分の3 ←	7分の1

国民健康保険法が改正され、市町が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合が7%から9%に引き上げられた。
増加した2%分は、特別調整交付金へ充当する。

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

1 国民健康保険調整交付金の概要

都道府県国民健康保険調整交付金は、三位一体改革の一環として、保険給付費等に要する費用に対する国庫負担が見直されたことに伴い創設された制度であり、国民健康保険制度における医療費の適正化と保険運営の安定化を目的として、県内市町に対して交付されるものである。

調整交付金は以下の2つに分類される。

普通調整交付金：保険給付費等に比例した額を交付

特別調整交付金：国民健康保険の運営の安定化に資する事業（保健事業、財政安定化のための事業等）に対して交付

2 2%増額分を特別調整交付金に充当することについて

現在、都道府県単位で実施している国保財政の安定化に係る共同事業における負担軽減費用を特別調整交付金から支出しており、当該共同事業が平成27年度からすべての医療費に拡大されることを見据えて、今回、特別調整交付金の割合を2%増額するものである。

3 予算措置の状況

平成24年度調整交付金

（当初予算）6,062,907千円

（9月補正予算後）7,795,166千円 （1,732,259千円の増）